

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書（概要）

平成27年12月 厚生労働省情報政策担当参事官室

1. 医療等分野の個人情報の特性、情報連携の意義

- 医療等分野の個人情報は、患者と医療・介護従事者が信頼関係に基づき共有しており、病歴や服薬の履歴、健診の結果など、第三者には知られたくない情報がある。個人情報の取得・利用に当たっては、本人の同意を得るとともに、患者個人の特定や目的外で使用されることのないよう、必要な個人情報保護の措置を講じる必要がある。
- 一方、医療等分野の個人情報の適切な活用は、患者へのより安全で質の高い医療・介護の提供に不可欠である。日常の健康管理や災害時の対応などでも、国民自らが診療・服薬の履歴を把握するニーズも大きい。医療の高度化には医学研究の発展が不可欠だが、個人の医療データの蓄積を活用することで、医学研究の発展や医療の高度化など社会全体の利益にもつながる。

2. 医療保険のオンライン資格確認の導入

- 正しい被保険者資格の提示を確保し、資格確認を確実に行うことは、資格喪失等によるレセプトの返戻事務をなくすとともに、適切な診療報酬の支払いにより医療サービスの基盤を維持し、公的保険制度の公正な利用の確保のために必要なものである。
- オンライン資格確認は、ICカードの二重投資を避け、広く社会で利用される情報インフラを安全かつ効率的に活用する観点から、マイナンバー制度のインフラと医療保険の既存のインフラをうまく組み合わせ、個人番号カードの活用を基本とすることが合理的である。導入の初期費用や運営コストを精査しつつ、保険者・医療関係者と協議・検討を進め、平成30年度から段階的に導入し、平成32年までに本格運用を目指して、準備を進めていく必要がある。円滑に導入できるよう、本格運用までの間に、一定期間のテスト運用も実施する必要がある。

3. 医療等分野の情報連携の識別子（ID）の体系、普及への取組

- 医療等分野の情報連携に用いる「地域医療連携用ID（仮称）」は、オンライン資格確認と一体的に管理・運営するのが効率的であるなど、支払基金・国保中央会が発行機関となることに合理性がある。「地域医療連携用ID（仮称）」は、患者本人を厳格に確認した上で利用する観点から、個人番号カードによる資格確認したときに、保険医療機関等に発行する仕組みが考えられる。
- ただし、個人番号カードを持たない患者も医療連携は必要であり、過渡的な対応として、現在の保険証番号に代えて、保険者を異動しても変わらない「資格確認用番号（仮称）」を健康保険証で読み取るなど、個人番号カードがない場合でも資格確認できる仕組みを用意すべき、との意見があった。一方、公的個人認証の仕組みは安全・確実に本人確認を担保できるが、個人番号カード以外の方法はなりすましを完全に排除できないので、安易に他の方法をとるべきではない、との意見があった。
- 国民自らが医療情報を活用する目的や意義について成熟した理解も必要であり、教育の場を含め、様々な機会を活用して、国民への周知に取り組むことが求められる。本人の健康や受診歴も把握できるポータルサービスなど、国民自身がメリットを享受できるような仕組みにつなげていくことで、医療・介護の効率的な提供や保険財政への国民の理解と納得が浸透していくことが期待される。

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会

○ 医療等分野の情報連携に用いる識別子（ID）について、具体的な利用場面やマイナンバー制度のインフラの活用の方針等の検討を行う（平成26年5月から開催）。平成26年12月に「中間まとめ」を行い、平成27年12月に具体的な制度設計等について「報告書」をとりまとめた。

- ◎：座長 ○：座長代理
- | | |
|---------|-----------------------------|
| 飯山 幸雄 | 国民健康保険中央会常務理事 |
| 石井 信芳 | 社会保険診療報酬支払基金専務理事 |
| 石川 広己 | 日本医師会常任理事 |
| 大道 道大 | 日本病院会副会長 |
| 大山 永昭 | 東京工業大学情報工学研究所教授 |
| 伊奈川 秀和 | 全国健康保険協会理事 |
| ◎ 金子 郁容 | 慶應義塾大学政策・メディア研究科教授【座長】 |
| 小泉 政幸 | 日本歯科医師会常務理事 |
| 佐藤 慶浩 | 株式会社日本HPチーフ・プライベート・オフィサー |
| 霜鳥 一彦 | 健康保険組合連合会理事 |
| 新保 史生 | 慶應義塾大学総合政策学部教授 |
| 田尻 泰典 | 日本薬剤師会常務理事 |
| 馬袋 秀男 | 『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会特別理事 |
| 樋口 範雄 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 南 砂 | 読売新聞東京本社調査研究本部長 |
| 森田 朗 | 国立社会保障・人口問題研究所長 |
| 山口 育子 | NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長 |
| ○ 山本 隆一 | 東京大学大学院医学系研究科特任准教授 |

日本再興戦略 改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）〈抜粋〉

総論 II 2 ローカル・アベノミクスの推進 ii)医療・介護・ヘルスケア産業の活性化・生産性の向上

○ 医療等分野における番号制度の導入

- ・ セキュリティの徹底的な確保を図りつつ、マイナンバー制度のインフラを活用し、医療等分野における番号制度を導入する。【2018年から段階的運用開始、2020年までに本格運用】
- ・ 地域の医療機関間の情報連携や、研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報取扱いルールを検討する。【本年末までに一定の結論を得る】

二 戦略市場創造プラン テーマ1:国民の「健康寿命の延伸」 (3)新たに講ずべき具体的施策

②医療・介護等分野におけるICT化の徹底

- ・ マイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野における番号制度の導入

公的個人認証や個人番号カードなどマイナンバー制度のインフラを活用して、医療等分野における番号制度を導入することとし、これを基盤として、医療等分野の情報連携を強力に推進する。具体的にはまず、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、医療機関の窓口において個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とし、医療等分野の情報連携の共通基盤を構築する。

また、地域の医療情報連携や研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報取扱いルールについて検討を行い、本年末までに一定の結論を得て、2018年度からオンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始し、2020年までに本格運用を目指す。

安倍総理発言 平成27年5月29日産業競争力会議課題別会合

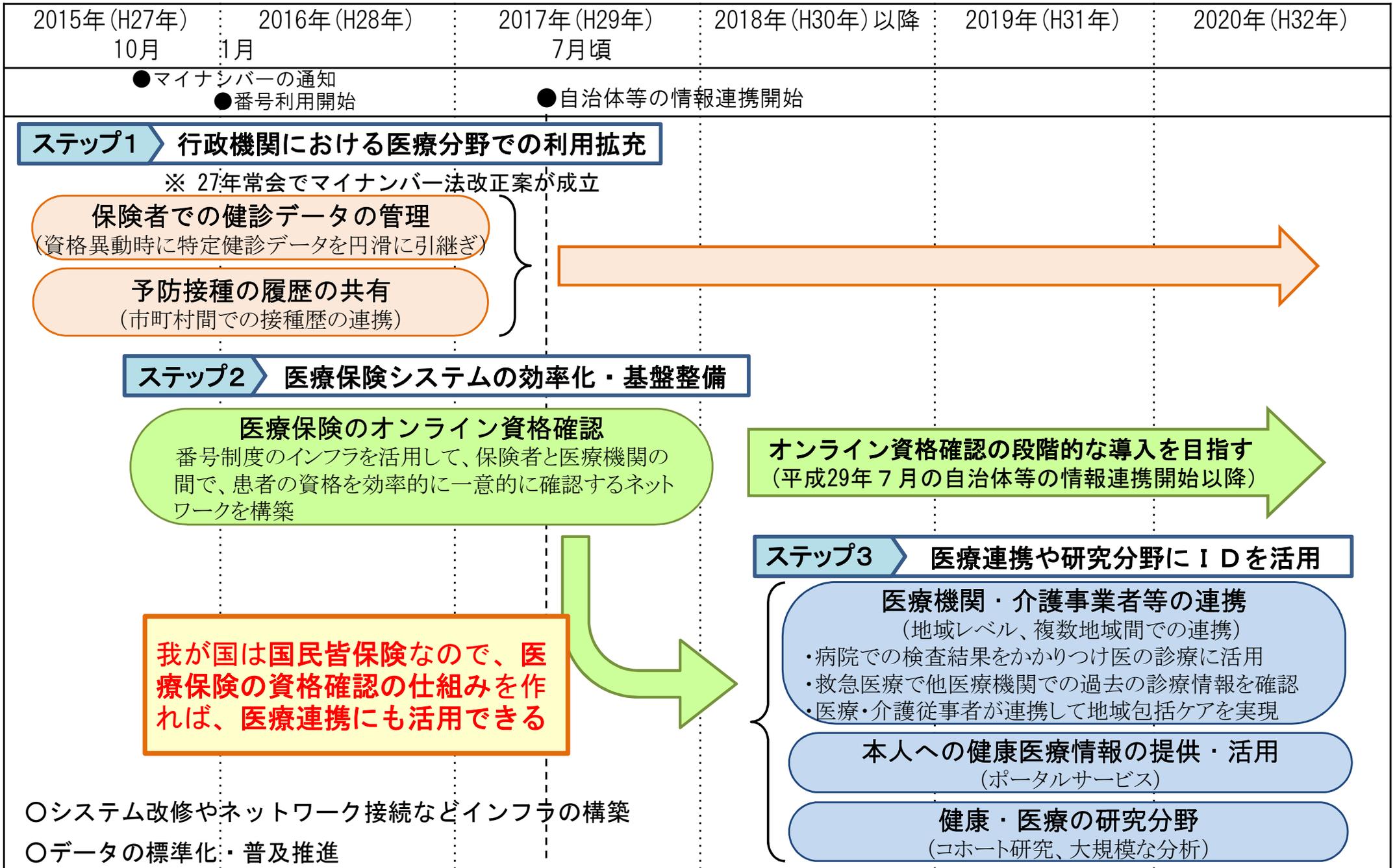
今年の10月から始まるマイナンバーを活用して、社会生活の隅々まで変革をします。このマイナンバーの利用範囲を税、社会保障から、今後、戸籍、パスポート、証券分野までの拡大を目指して、一気に電子化を進めます。

特に、医療分野について、『**2020年までの5か年集中取組期間**』を設定します。全国の病院や薬局で、**マイナンバー・カード1枚を提示するだけで、健康保険の確認や煩雑な書類記入がなくなるようにいたします。**また、薬局ごとに作っているお薬手帳も、電子化することによって一本化します。

2020年には大規模病院での電子カルテの普及率を9割以上に引き上げます。地域の大病院、診療所、介護施設をネットワーク化することで、患者は、重複検査や重複投薬から解放され、一貫した医療介護サービスを受けることが可能となります。

医療等分野における識別子（ID）の活用（イメージ）

○ 医療等分野の識別子（ID）については、マイナンバー制度のインフラと既存の医療保険のインフラをうまく活用して、効率的で安全な情報連携のインフラを整備していく。



医療等分野の情報連携に用いる識別子（ID）
の体系に関する参考資料

マイナンバー制度の全体スケジュール

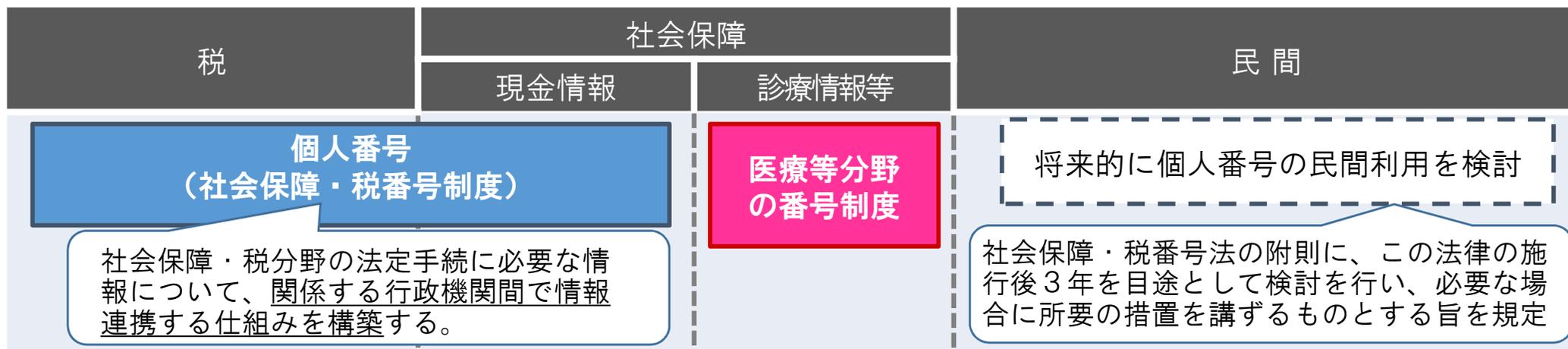
| | |
|------------|-----------------------------------------------------------------|
| 平成25年 5 月 | 番号関連法の成立・公布 |
| 平成26年度～ | システム改修等の設計・構築 |
| 平成27年10月～ | 国民への <u>個人番号の通知</u> の開始 |
| 平成28年 1 月～ | <u>個人番号の利用</u> の開始 <u>個人番号カードの交付</u> の開始 (個人の申請により市町村が交付) |
| 平成29年 7 月～ | <u>地方公共団体・医療保険者等の 情報連携</u> の開始 |

※ 日本年金機構については、①マイナンバーの利用の事務は、平成29年5月31日までで政令で定める日までの間は、②特定個人情報の照会及び提供（情報連携）の事務は、平成29年11月30日までで政令で定める日までの間は、行うことができない（平成27年番号法改正で規定）。

マイナンバー制度でのマイナンバーの利用範囲について

○ マイナンバー制度は、行政機関等が保有する情報を情報連携の対象とし、社会保障・税・災害対策の分野で利用することとされている。

(※) 番号制度の創設時の検討過程（平成23年6月政府与党社会保障税番号大綱）では、医療情報は機微性が高いので、医療分野は、マイナンバーとは別の番号とする整理とされた。

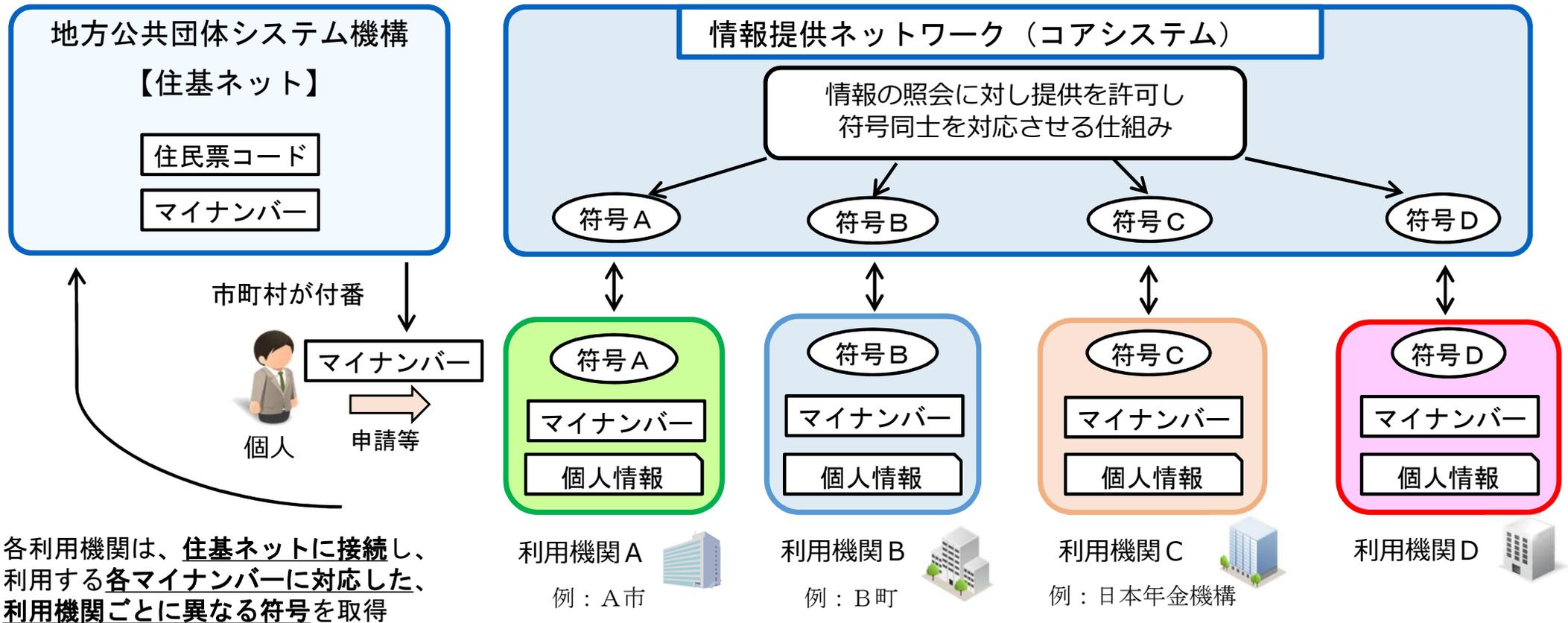


○マイナンバーの利用範囲（番号法別表）「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

| | | |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会保障分野 | 年金 | 年金の資格取得・確認・給付に利用 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 |
| | 労働 | 雇用保険等の資格取得・確認・給付。ハローワーク等の事務に利用 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等 |
| | 福祉・医療等 | 保険料徴収等の医療保険者の手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等に利用 ○健康保険法、介護保険法等による保険給付、保険料の徴収に関する事務 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 等 |
| 税分野 | 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用 | |
| 災害対策 | 被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用 | |
| 上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用 | | |

マイナンバー制度における情報連携の仕組み

○ マイナンバー制度の情報連携のインフラは、仮にマイナンバーが漏洩しても悪意のある者がマイナンバーを用いて個人情報にアクセスできないよう、利用機関ごとに異なる「機関別符号」を用いて情報連携する仕組みとしており、マイナンバーそのものを個人情報に付して情報連携はしない。これにより、芋づる式の情報漏えいも防止する仕組みとしている。



各利用機関は、住基ネットに接続し、利用する各マイナンバーに対応した、利用機関ごとに異なる符号を取得

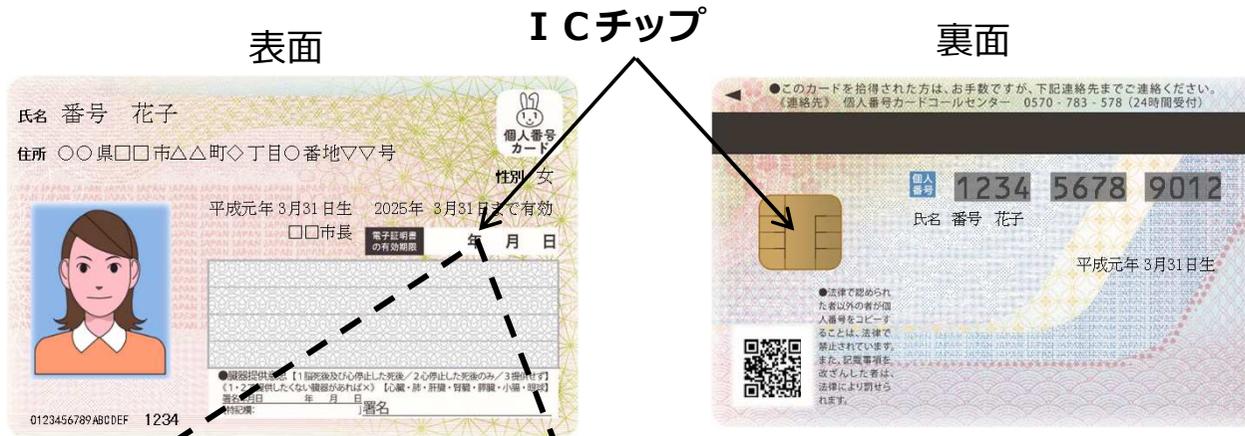
資格確認のための保険者との情報連携
(資格情報の照会と取得)

各保険医療機関、保険薬局（約23.4万施設）

病院 約8,600カ所
歯科診療所 約6.8万カ所
診療所 約10万カ所
薬局 約5.7万カ所

○ 保険医療機関・保険薬局（約23.3万施設）がそれぞれ住基ネットに接続して機関別符号を取得し、情報提供ネットワークに接続するのは、各医療機関の負担や制度全体でも大きなコストがかかり、実務上の課題がある。

個人番号カードの機能と期待される活用方法



カードの裏面にあるマイナンバーは、**数字が見えにくくなるように表示**

定められた利用目的以外でのマイナンバーの書き写し等は不正利用であり、法律で禁止されている

マイナンバー（カード裏面の12桁の番号）ではなく ICチップの領域を活用した方法

公的個人認証

電子証明書

公的個人認証の活用例

- ・ e-tax などインターネットの行政手続きでの本人確認
- ・ インターネットでの預金口座の開設等
- ・ マイ・ポータルでの本人確認（番号制度で検討）

独自利用領域に

カードアプリケーションを搭載

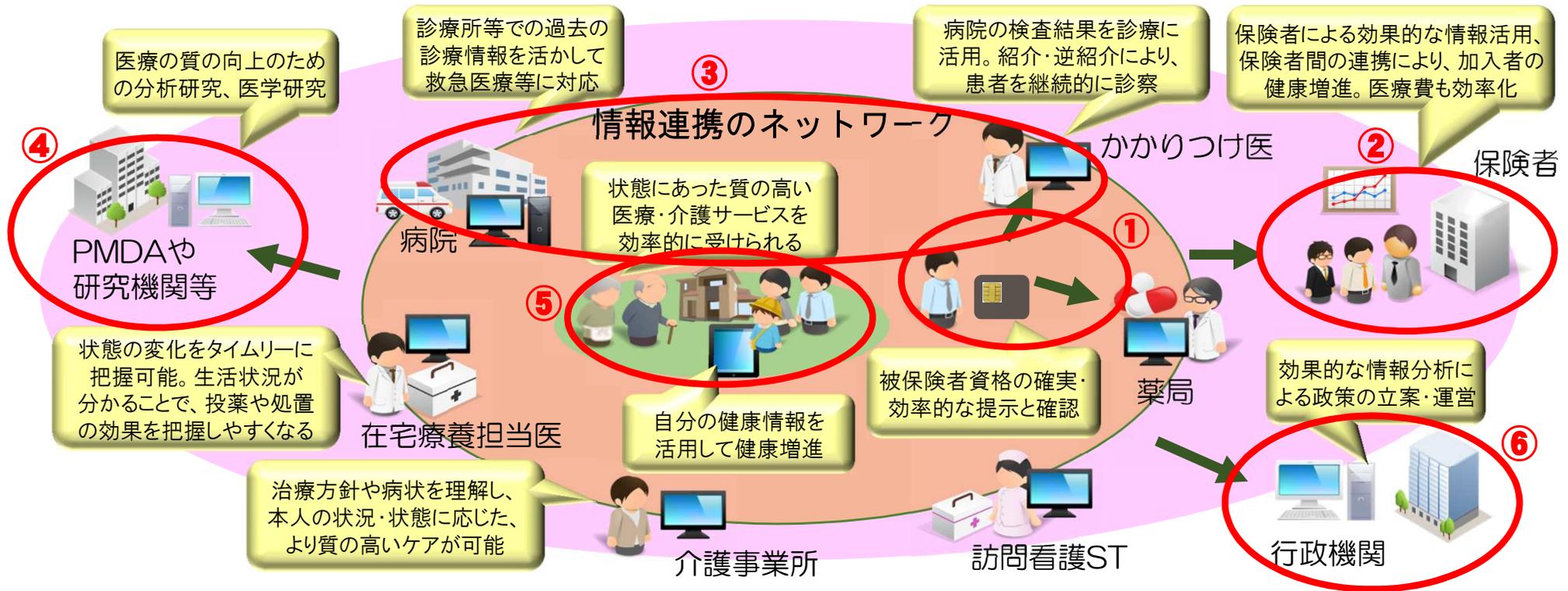
カードアプリケーション

現在の住基カードでの活用例（条例を制定）

- ・ 住民票、印鑑証明書、税証明書等の交付サービス（事業者と協定して、コンビニでの交付も実現）
- ・ 図書館の利用カード
- ・ 商店街のポイントサービス（長浜市）

※ ICチップに搭載するカードアプリケーションは、独自サービスの提供に必要な情報を登録し、それぞれのサービスに専用に利用される。他のサービスからの利用・参照ができないなど、セキュリティも配慮されている。

医療等分野の情報連携の利用場面（ユースケース）



① 医療保険のオンライン資格確認

受診時の被保険者資格の提示と確認を、オンラインで确实・効率的に行う。公的医療サービスの公正な利用の確保、請求支払事務の支援・効率化にも資する。

② 保険者間の健診データの連携 (資格異動時の健診データの活用等)

保険者が、加入者の健診データを効果的に活用。加入者の健康増進につなげる。質の高い医療資源の有効な活用につながり、医療費も適正化される。

③ 医療機関・介護事業者等の連携 (地域レベル、複数地域間での連携)

病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用、患者を継続的に診察。救急医療で、他医療機関での過去の診療情報を確認、適切な救急医療を提供。医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

④ 健康・医療の研究分野 (コホート研究、大規模な分析)

レセプトNDB (ナショナルデータベース) の活用。コホート研究 (追跡研究)、大規模な分析研究を推進。その成果を医療の質の向上につなげる。行政はデータ分析の結果を政策の立案・運営に活用

⑤ 健康医療分野のポータルサービス (医療健康履歴の確認、予防接種の案内)

国民が自ら健康・医療の履歴や記録を確認できる仕組み (PHR) を整備、健康増進に活用。予防接種等の履歴の確認やプッシュ型の案内が可能になる。

⑥ 全国がん登録

がんの罹患、診療、転帰等の状況をできるだけ正確に把握・調査研究に活用。成果を国民に還元

保険者事務の支払基金・国保連への共同委託の法的整備 (平成27年国民健康保険法等改正)

○ 個人番号制度の施行に伴い、保険者は住基ネットに接続して符号を取得し、情報提供ネットワークへの接続が必要。

→ 保険者が個別に接続するとコスト大

※ 被保険者が異動するつど住基ネットに接続して符号を取得し、保険者ごとに住基接続の固定費や体制確保が必要。

○ 支払基金と国保連が保険者の委託を受け、住基ネットと情報提供ネットワークに一元的に接続し、保険者の負担を軽減。

○ あわせて、医療保険の加入履歴の管理・提供機能により、保険者間での情報連携を効率化。

※ 国保の資格取得申請時の資格証明書の添付省略等

→ 保険者が保険給付、保険料徴収等に関する情報の収集、利用等に関する事務を支払基金又は国保連に共同して委託できることとする等の法律改正を行う (平成27年5月成立・公布。平成28年4月施行)

(※)持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

地方公共団体システム機構
【住基ネット】

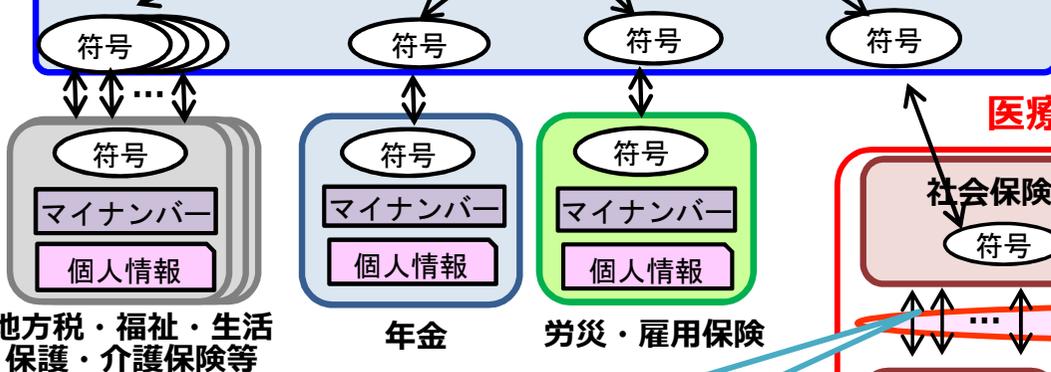
住民票コード | マイナンバー



各機関は住基ネットに接続し、利用するマイナンバーに対応した機関ごとに異なる符号を取得

情報提供ネットワークシステム

情報の照会に対し提供を許可し、符号同士を対応させる

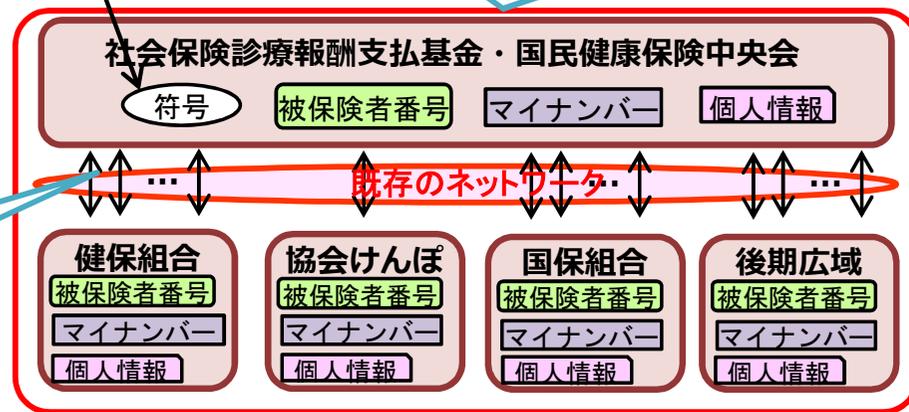


個人ごとの医療保険の加入履歴の管理・提供機能

医療保険者の接続・符号の取得を集約化

(支払基金・国保連と保険者との間は既存のネットワークを活用)

医療保険



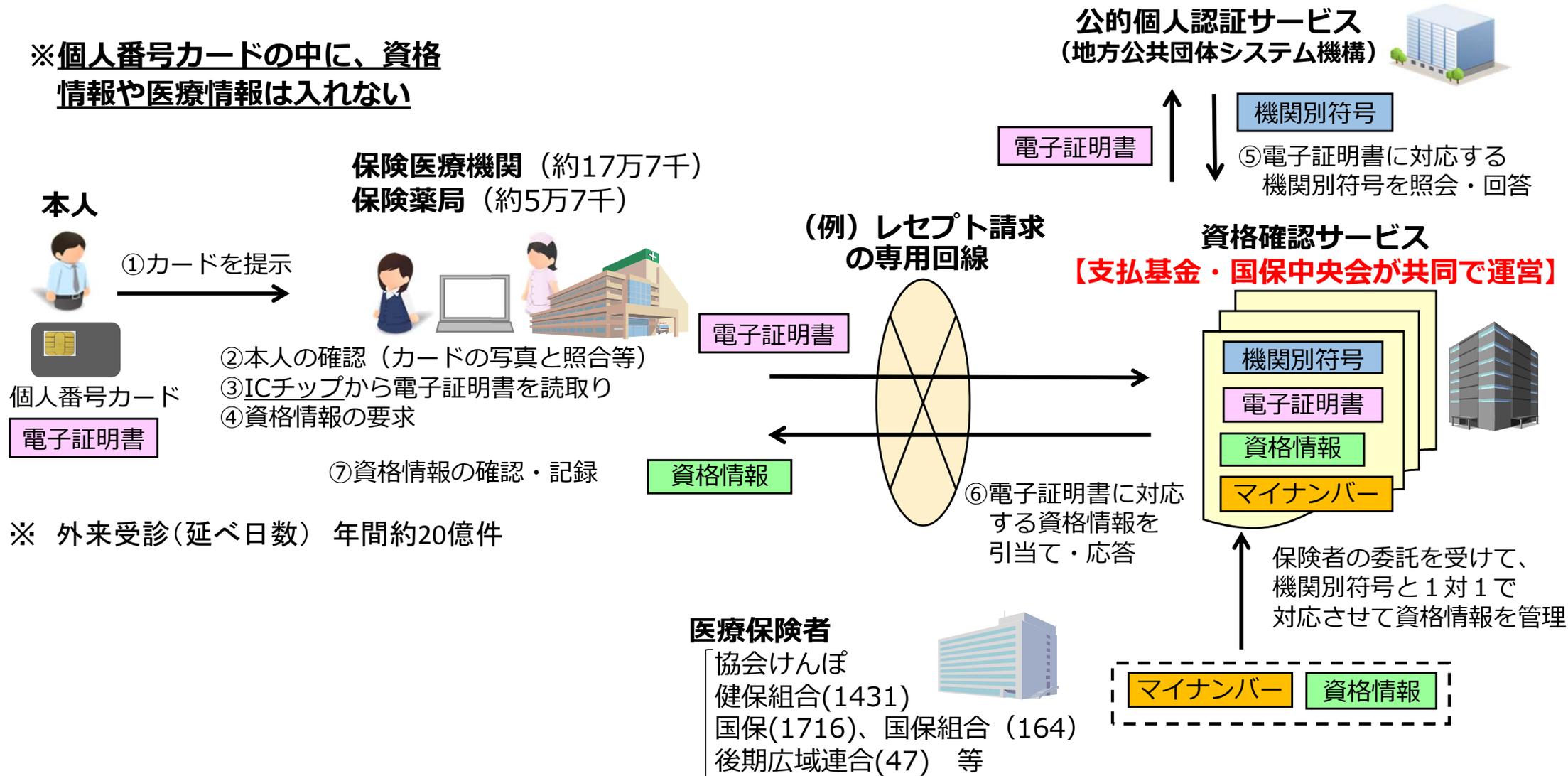
※情報ネットワークとの接続(符号の取得等)は便宜上、支払基金が行う

※被保険者番号は、被保険者証記号・番号が個人毎に付与されている場合は記号・番号を、世帯毎等で同一の場合は記号・番号に枝番等を付番して利用。

医療保険のオンライン資格確認の仕組み（イメージ）

- マイナンバー制度のインフラと医療保険の既存のインフラをうまく組み合わせることで、安全で効率的な資格確認の仕組みを整備することができる。
- 公的個人認証の仕組みを活用して、保険医療機関等は、個人番号カードから電子証明書を読み取り、資格確認サービスを運用する社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会に資格情報の照会・確認を行う。

※個人番号カードの中に、資格情報や医療情報は入れない

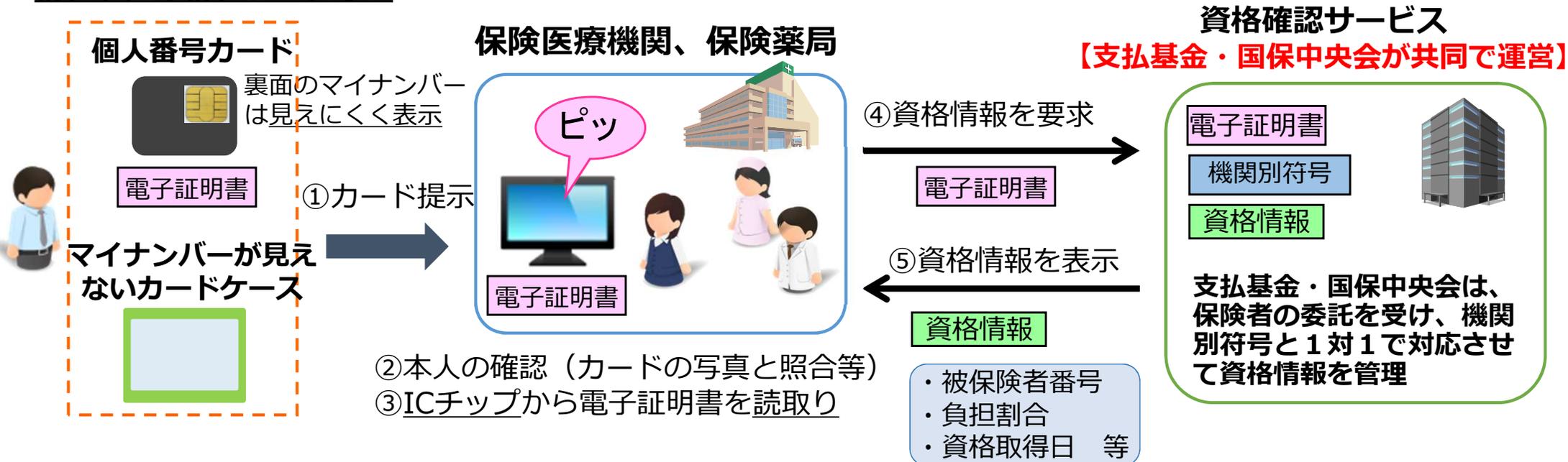


※ 外来受診(延べ日数) 年間約20億件

オンライン資格確認でのカードの運用（イメージ）

○ 医療現場では、個人番号カードを預からず、マイナンバーを見ずに、オンラインで資格確認するので、診療情報がマイナンバーと紐づけて管理されることはない。

※個人番号カードの中に、資格情報や医療情報は入れない



裏面のマイナンバーが見えないよう、カードケース等を活用

カードリーダーで読み取り、カードを預からない仕組み

「見えない」「預からない」ので、医療現場で診療情報がマイナンバーと紐づけて管理されることはない

※定められた利用目的以外でのマイナンバーの書き写し等は、不正利用であり、法律で禁止されている

※実際の運用は、医療機関・保険者等の関係者で協議して決めていく

公的個人認証を活用したオンライン資格確認の仕組み（イメージ）

機関別符号の取得（準備段階）

医療保険者

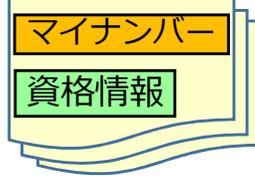


※番号制度のインフラを基本的に活用
 ※市町村国保分は国保ネットワークを活用

① 支払基金・国保中央会が保険者の委託を受けて資格情報を管理

協会けんぽ
 健保組合(約1400)
 市町村国保(約1700)
 国保組合(約160)
 後期広域連合(47)等

支払基金・国保中央会



② 支払基金・国保中央会が全保険者の機関別符号を取りまとめて取得

※符号の取得は支払基金がJ-LISとの窓口になって行う
 ※符号は保険者を異動しても変わらない医療保険の符号となる

※関係者との調整によって変り得る

地方公共団体システム機構 (J-LIS)

住基ネット経由

住民票コード

情報提供ネットワークシステム経由



電子証明書と資格情報を突合させる（初回の受診時）

本人

保険医療機関 (約17万7千)
 保険薬局 (約5万7千)

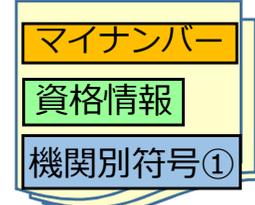
電子証明書

レセプト請求の専用回線経由

③ ICチップから電子証明書を
 を読み取り、資格情報を請求

個人番号カード
 電子証明書

支払基金・国保中央会



④ 支払基金からJ-LISに電子証明書に対応する機関別符号を照会

地方公共団体システム機構 (J-LIS)

電子証明書

住民票コード

機関別符号②

⑤ J-LISは、電子証明書のシリアル番号に対応する住民票コードを引き当て、情報提供NW経由で機関別符号を支払基金に送付

※外来受診(延べ日数)
 年間約20億件

⑥ 支払基金は、既に取得している機関別符号①と、新たに電子証明書に対応して送付された機関別符号②をキーにして、電子証明書に対応した資格情報を1対1で突合させる

※機関別符号①と機関別符号②は支払基金が窓口であり同じ符号

保険医療機関等への資格情報の送付（突合させた後）

保険医療機関・保険薬局

電子証明書

資格情報

⑦ 支払基金・国保中央会は、電子証明書に対応した資格情報を保険医療機関等に提供

個人番号カード
 電子証明書

支払基金・国保中央会



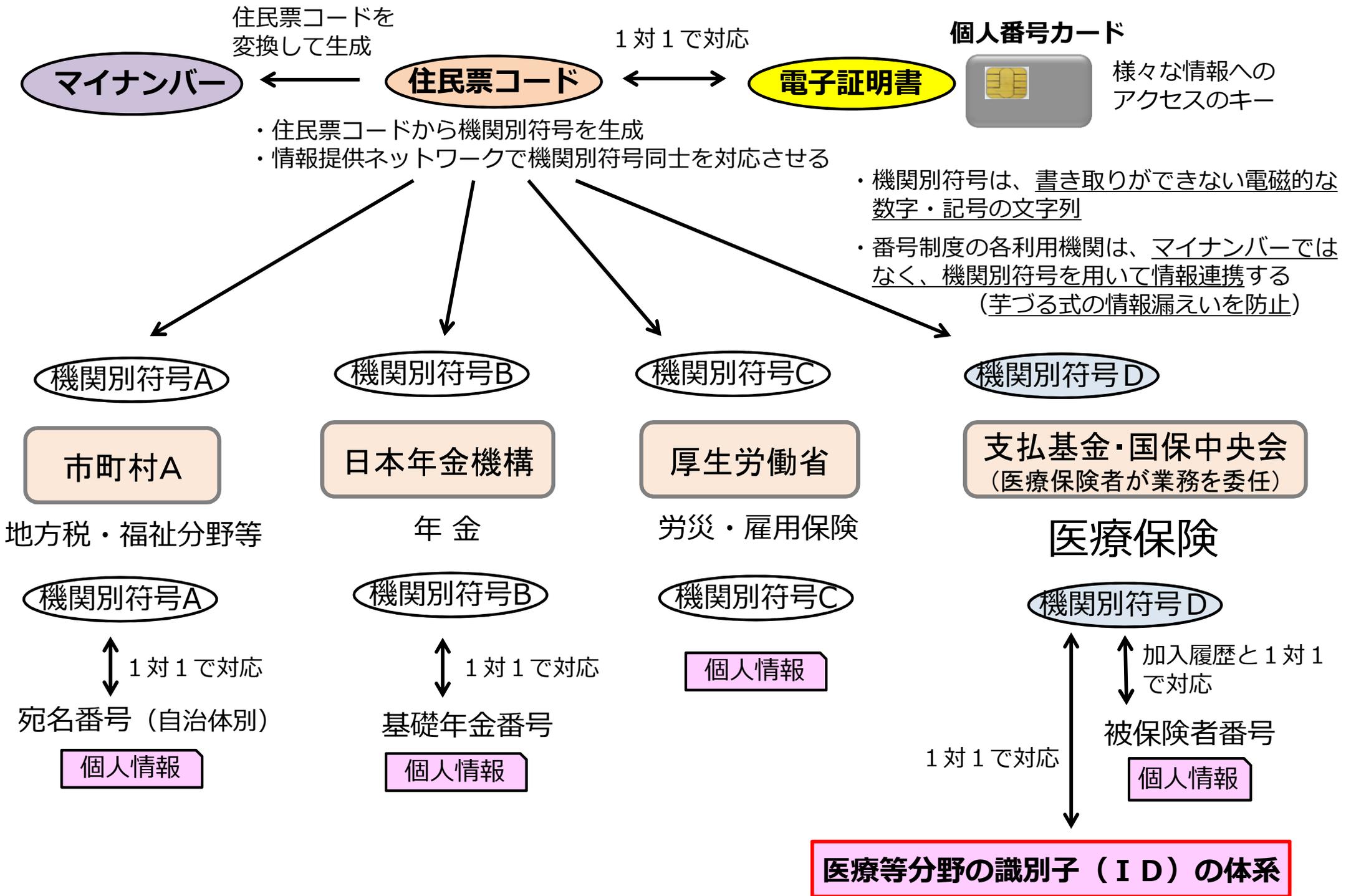
⑦ 電子証明書の有効性を確認

地方公共団体システム機構 (J-LIS)

電子証明書



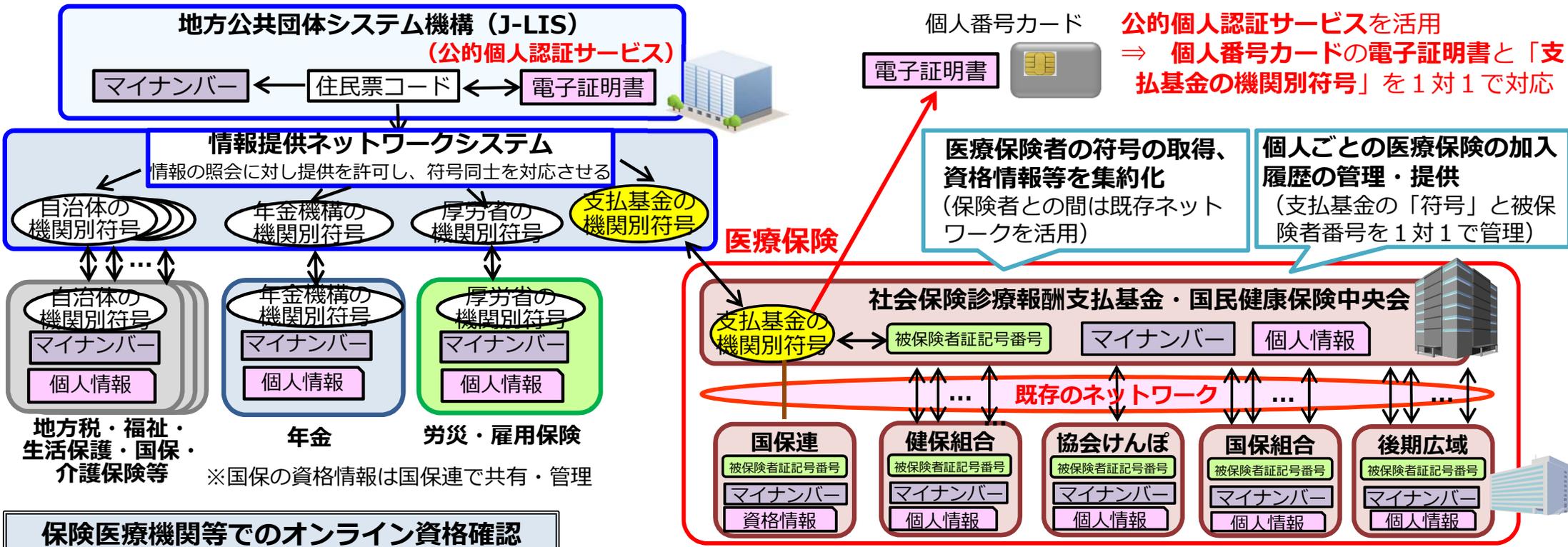
※突合後は、電子証明書の有効性ののみを確認
 ※突合後は、患者がどの医療機関に受診しても、その医療機関から照会された電子証明書に対応する資格情報を提供できる



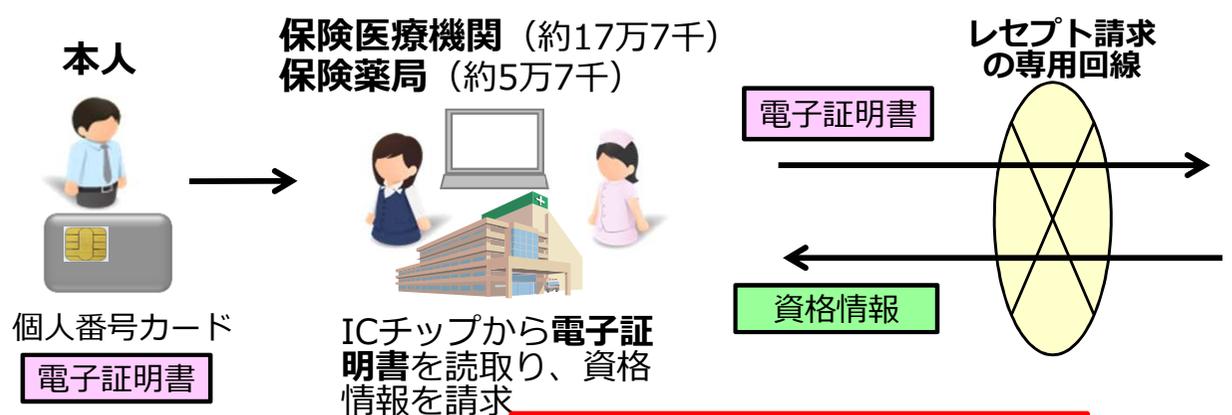
医療等分野の識別子（ID）の体系

・マイナンバー制度のインフラを最大限活用

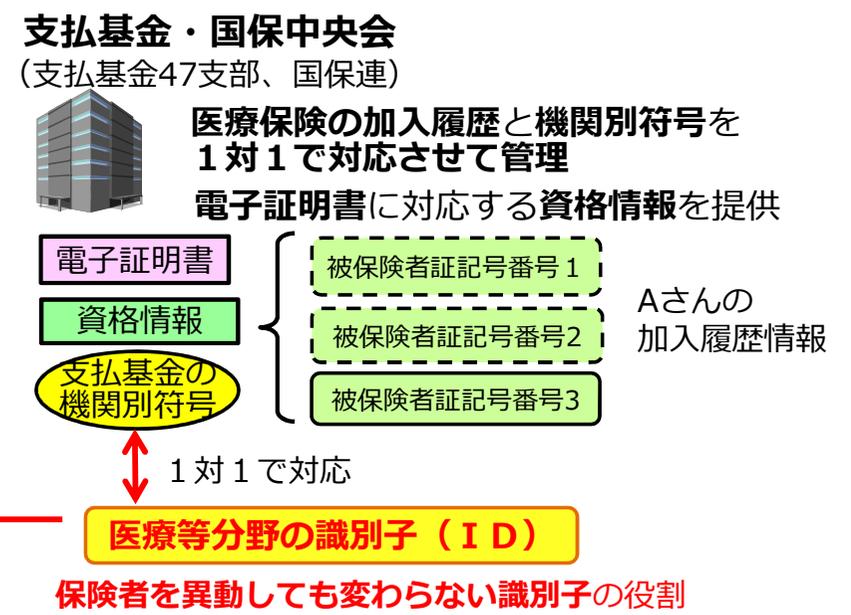
マイナンバーのインフラを活用した医療等分野の識別子（ID）の体系のイメージ



保険医療機関等でのオンライン資格確認



オンライン資格確認の仕組みを活用して、医療保険分野で一意的に本人を識別できる識別子（ID）を、保険医療機関・保険薬局に提供すれば、情報連携や研究分野で活用できる



- 医療等分野の情報連携
- 健康・医療の研究分野

医療等分野の識別子（ID）の体系のイメージ

公的個人認証サービス

※支払基金の機関別符号と1対1になる「キーとなる識別子」から医療等分野のIDを生成
 ※IDの発行機関等の仕組みは、関係者と協議しつつ検討



地方公共団体システム
機構 (J-LIS)

1対1の関係



マイナンバー

住民票コード

電子証明書

住民票コードを
変換して生成

利用機関ごとに異なる
機関別符号を発行

社会保険診療報酬支払基金・
国民健康保険中央会



支払基金(医療保険)
の機関別符号
見えない電磁的符号

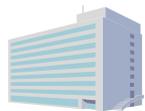
支払基金・国保中央会
の中で1対1で管理

キーとなる識別子
見えない電磁的符号

キーとなる識別子は
原則として変更しない

医療保険の加入者
の資格情報

医療保険者



協会けんぽ
健保組合(1431)
国保(1716)、国保組合(164)
後期広域連合(47)等

資格確認用番号(仮称)
見える番号

保険者を異動しても変わらない見える番号。
従来の被保険者番号に代えて、保険資格の
確認やレセプト請求等に用いることを想定。

地域医療連携用ID(仮称)と
各ネットワークの管理用のIDが
システムで1対1で対応して管理

ネットワーク間の情報連携に活用

地域医療連携用
ID(仮称)
見えない電磁的符号

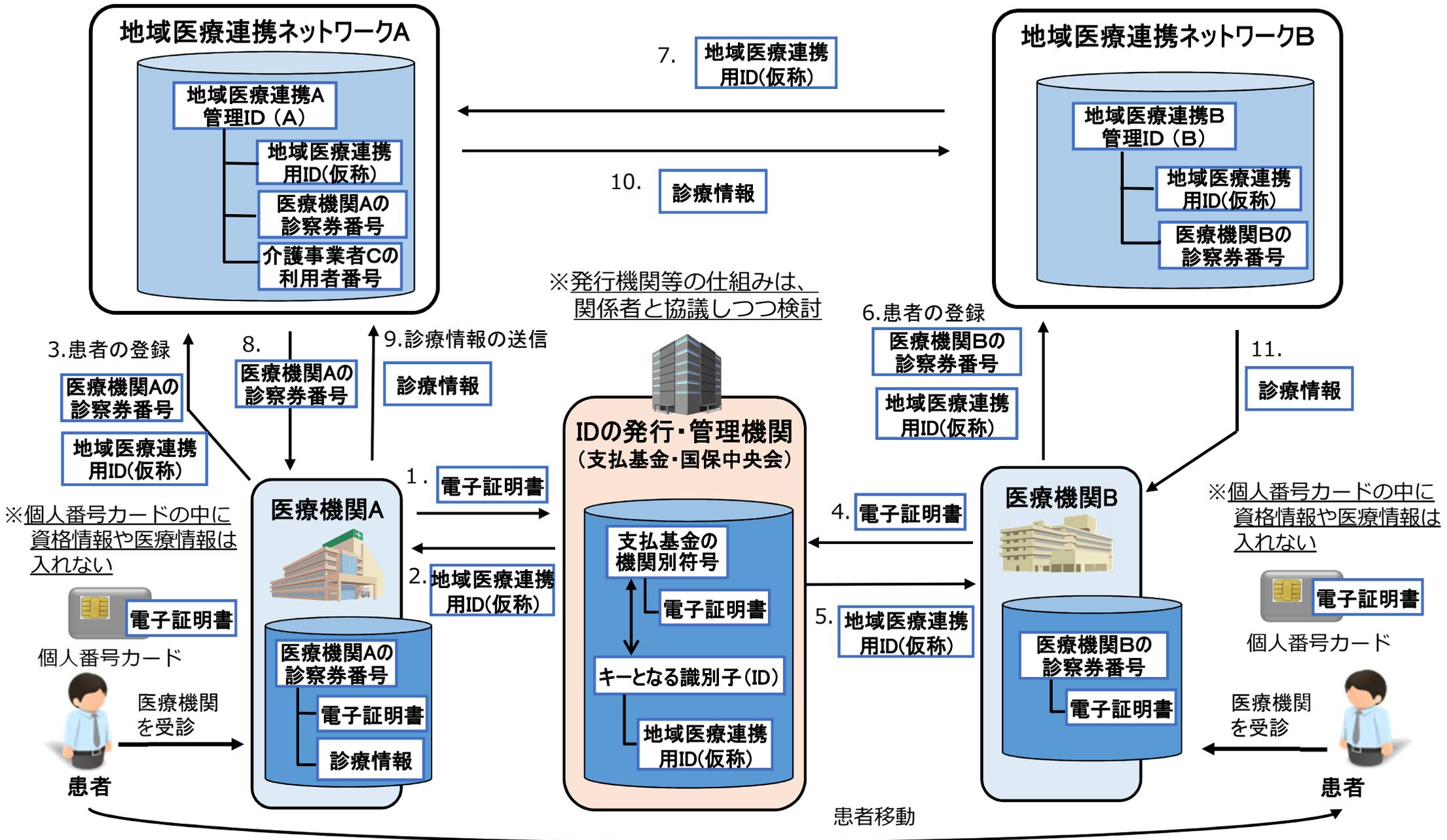
データ収集に用いる
識別子(ID)

地域医療ネットワークA
の管理用のID

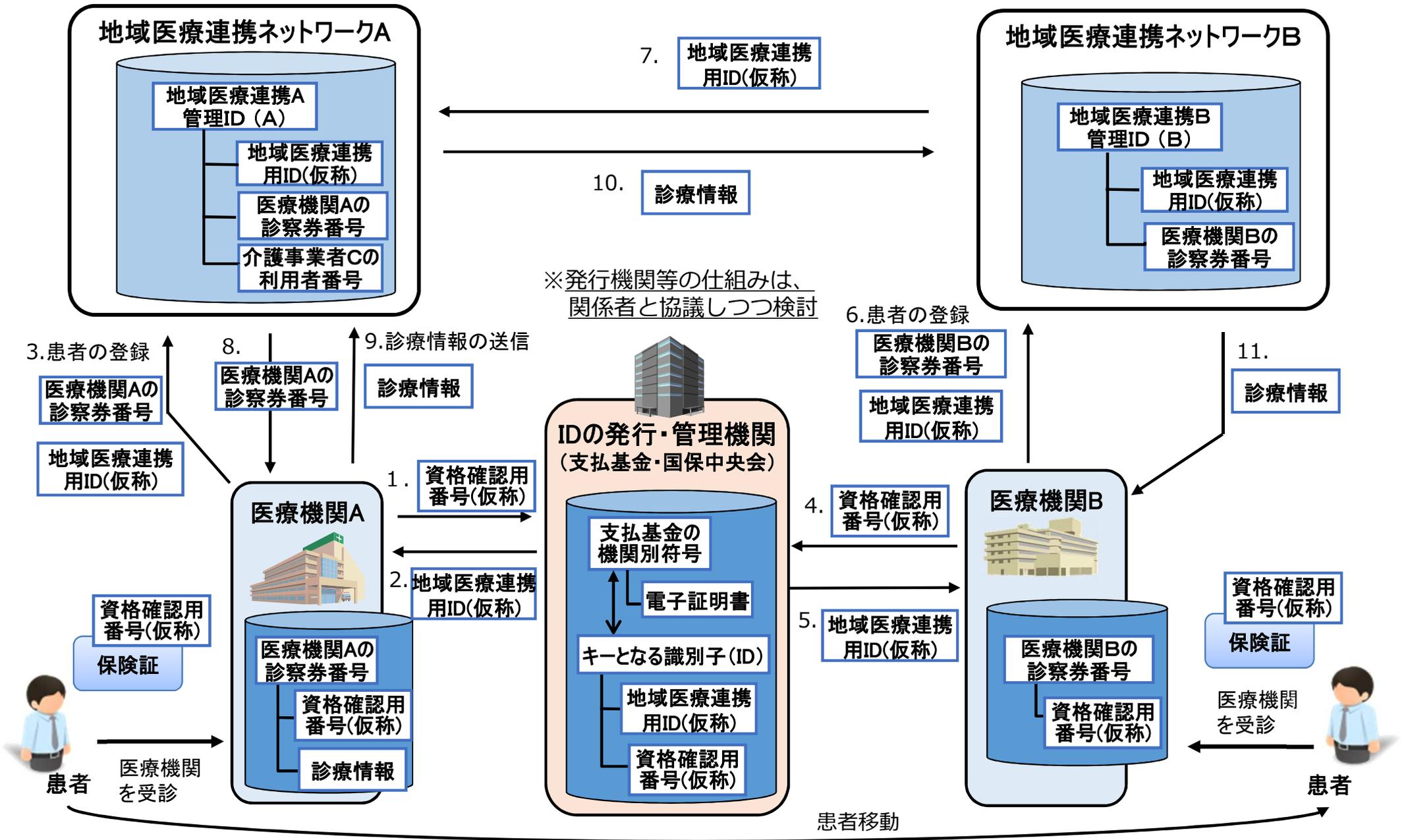
地域医療ネットワークB
の管理用のID

地域医療ネットワークC
の管理用のID

地域医療連携用ID(仮称)を活用した地域医療連携ネットワーク間の 情報連携のイメージ①(個人番号カードを活用した発行のイメージ)



地域医療連携用ID(仮称)を活用した地域医療連携ネットワーク間の 情報連携のイメージ② (個人番号カードがない患者への発行のイメージ)



(参考) 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 中間まとめ

(平成26年12月10日)

研究会の概要

医療等分野の情報連携に用いる番号のあり方、情報連携の具体的な利用場面、番号制度のインフラの活用等について、平成26年5月から7回にわたって、医療保険者・保険者・有識者等で議論し、同年12月に中間的にとりまとめを行った。

中間まとめの概要

- まずは、医療保険のオンライン資格確認のできるだけ早期の導入を目指し、検討を進める。
- また、医療等分野に用いる番号のあり方について、オンライン資格確認で実現されるインフラの活用も含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性の両面が確保された情報連携の仕組みを検討する。

現行の番号法の枠組みの中で対応を検討
(行政機関や保険者による利用)

保険者での健診データの管理
(資格異動時に特定健診のデータを円滑に引継ぎ)

予防接種の履歴の共有
(市町村間での接種歴の連携)

医療保険のオンライン資格確認
番号制度のインフラを活用して、保険者と医療機関の間で、患者の資格を効率的に一意的に確認するネットワークを構築

医療等分野での番号を用いた情報連携
(医療機関等における利用)

医療機関・介護事業者等の連携
(地域レベル、複数地域間での連携)
・病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用
・救急医療で他医療機関での過去の診療情報を確認
・医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

本人への健康医療情報の提供・活用
(ポータルサービス)

健康・医療の研究分野
(コホート研究、大規模な分析)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)

○番号法の目的(法第1条)

・行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号を活用して、効率的な情報の管理と利用、他の行政事務を行う者との間で迅速な情報の授受ができるようにするこれにより、①行政運営の効率化と行政分野での公正な給付と負担の確保、②手続きの簡素化など国民の利便性の向上が得られるようにする

○利用範囲(法別表)

・医療保険・年金の給付、保険料の徴収 ・雇用保険等の資格取得・確認、給付 ・生活保護、児童扶養手当等の福祉分野 等